

第22期第12回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和5年3月1日（水） 14：00～14：30

II 場 所：相馬会場（主会場） 相馬双葉漁業協同組合2階大会議室
（相馬市尾浜字追川196）
いわき会場（副会場） 福島県水産会館 1階研修室
（いわき市中央台飯野4丁目3-1）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（するめ
いか）
- 議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）（く
ろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））
- 議案第3号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型
魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更案
について（諮問・答申）

(2) 報告事項

令和5年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委 員（14名）

(1) 出席者 14名

今野 智光	会長	鈴木 哲二	会長代理	今泉 浩一	委員
狩野 一男	委員	平 仁一	委員	永瀬 哲浩	委員
森田 政利	委員	山下 博行	委員	渡邊 登	委員

吉田 康男 委員 川邊 みどり 委員
久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)
宮下 朋子 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長 (併) 海区事務局長	石田 敏則
水産課主任主査	成田 薫
水産事務所長	山廻邊 昭文
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	水野 拓治
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹 (業務担当)	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 湧樹
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	金子 正子

1 開会（14:00～）	
事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第12回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、お忙しい中、第12回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>いわき地区の委員の皆様におかれましては、昨日の公聴会に引き続きの御出席、お疲れ様です。</p> <p>今回は、操業日でもあることから、相馬といわきの二つの会場とし、渡邊千夏子委員には、リモートで御出席をいただいております。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問等3議題のほか、報告事項が1議題予定されております。十分に御協議いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
3 出席状況報告	
事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は14名全員の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が7名の御出席、また、渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
4 議事録署名人選出	
事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名人には、渡邊 登委員、渡邊 千夏子委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしく申し上げます。</p>
両委員	(「はい」)
5 議題	
事務局 (根本主幹)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条</p>

	第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく願いいたします。
--	---

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申)(するめいか)

議長	<p>それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申)」を議題とします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
----	---

石田課長	<p>議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。</p> <p>資料5ページをお開きください。</p> <p>令和5年2月16日付け4生流第4085号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。</p>
------	---

成田主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課 成田です。</p> <p>議案第1号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料7ページをお開きください。</p> <p>1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>特定水産資源のうちするめいかについて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5管理年度における都道府県別の漁獲可能量について、農林水産大臣から知事に対し配分の通知がありました。</p> <p>これを受け、知事は、福島県資源管理方針に則して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料8ページをお開きください。</p> <p>するめいか等に関する令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年2月14日付け4水管第3412号で農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。</p> <p>下の表を御覧ください。</p> <p>表は、すけとうだら太平洋系群からするめいかまで5つの特定水産資源について示されておりますが、今回の諮問に係るものは、表の一番下のするめいかについてです。</p>
------------	--

	<p>するめいかについて、表の左から2番目の欄を御覧ください。本県に対する都道府県別漁獲可能量の当初配分数量が記載されております。</p> <p>令和4管理年度と同様「現行水準」と定められました。</p> <p>2つ右の欄を御覧ください。</p> <p>現行水準の場合の目安数量が示されておりますが、こちらも、令和4管理年度と同様「50トン未満」と定められました。</p> <p>資料7ページにお戻りください。</p> <p>4の策定の内容を御覧ください。</p> <p>先ほど御説明しました農林水産大臣から配分された数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に則して、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を、福島県するめいか漁業に配分いたします。</p> <p>なお、福島県するめいか漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、するめいかについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。</p> <p>これは、本県に住所がある者がするめいかを採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。</p> <p>これを踏まえ、県報において告示する案を資料6ページにお示ししております。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>令和5年2月16日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、渡邊委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））

議長	<p>それでは、議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いいたします。</p>
石田課長	<p>議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について御説明いたします。</p> <p>資料10ページをお開きください。</p> <p>令和5年2月16日付け4生流第4094号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
成田主任主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課 成田です。</p> <p>議案第2号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料12ページをお開きください。</p> <p>1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>特定水産資源のうちくろまぐろについて、現在の管理年度である令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量は、昨年6月に貴委員会へ諮問の上変更し、令和4年6月28日に告示しております。</p> <p>今般、国において定める本県の都道府県別漁獲可能量が漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されました。</p> <p>これを受け、知事は、福島県資源管理方針に則して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料15ページをお開きください。</p> <p>くろまぐろに関する令和4管理年度の都道府県別漁獲可能量の変更について、令和5年2月10日付け4水管第3362号で農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。</p> <p>中程の表を御覧ください。</p> <p>くろまぐろ（小型魚）の欄を御覧ください。</p> <p>小型魚とは、くろまぐろのうち30kg未満のものをいいますが、13.3トンから13.4トンに変更されました。</p> <p>次に、くろまぐろ（大型魚）の欄を御覧ください。</p>

大型魚とは、くろまぐろのうち30kg以上のものをいいますが、1.0トンから1.8トンに変更されました。

変更に至った経緯について御説明いたします。

資料14ページの表を御覧ください。

表の中段にはくろまぐろ（小型魚）、表の下段にはくろまぐろ（大型魚）について示しております。

まず、くろまぐろの採捕に関してですが、昨年12月に、くろまぐろの漁獲量が都道府県別漁獲可能量を超えている又は超える恐れが著しく大きい状況となり、くろまぐろ（大型魚）については、12月21日に採捕停止命令を発出、くろまぐろ（小型魚）については、12月23日に採捕停止命令を発出し、それぞれ命令を発出した翌日から採捕禁止となっております。

採捕停止命令の発出日までの漁獲実績を取りまとめたところ、表の左から2番目の欄のとおり、くろまぐろ（小型魚）は13.6トン、くろまぐろ（大型魚）は2.0トンとなり、隣の欄に示している都道府県別漁獲可能量を、くろまぐろ（小型魚）は0.3トン、くろまぐろ（大型魚）は1.0トン超過しました。

資料17ページをお開きください。

こちらは、水産庁からの都道府県別漁獲可能量の融通に係る第6回要望調査の文書です。

資料16ページをお開きください。

こちらは、要望調査に対する県からの回答ですが、先程御説明しました超過分について、他都道府県に配分されている数量からの譲受を希望する旨、回答しました。

なお、融通とは、農林水産大臣がくろまぐろの配分量について、都道府県間等で配分量を移転することを言います。また、譲受とは、本県に配分された数量を譲り渡すことなく、一方的に譲り受けることを言います。

資料14ページにお戻りください。

要望調査後の融通の状況について御説明します。

表の右から4番目の欄を御覧ください。

まず、くろまぐろ（小型魚）について、水産庁の仲介により、譲渡可能とした県から0.1トン譲り受けることとなりました。

次に、くろまぐろ（大型魚）についてですが、ひとつ右の欄を御覧ください。

くろまぐろ（大型魚）については、青森県から0.1トン、山

	<p>形県から0.7トン、合計0.8トン譲り受けることとなりました。</p> <p>この結果、表の右から2番目、都道府県別漁獲可能量については、先ほど御覧いただいた資料15ページのとおり、くろまぐろ（小型魚）については、0.1トン増となり13.4トン、くろまぐろ（大型魚）については、0.8トン増となり1.8トンと変更されました。</p> <p>なお、変更された後も、表の一番右の欄のとおり、くろまぐろ（小型魚）、（大型魚）ともに、漁獲実績が都道府県別漁獲可能量を0.2トン超過しております。</p> <p>この数量についても、水産庁に対し譲受要望を提出しておりますが、詳細は次の議題で御説明いたします。</p> <p>資料11ページをお開きください。</p> <p>県報に登載し、告示する案でございます。</p> <p>漢数字の一、くろまぐろ（小型魚）の部分を御覧ください。</p> <p>1の知事管理区分は、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業で、これに配分する数量は、2のとおり、国からの数量変更の通知に基づき、13.4トンといたします。</p> <p>次に、漢数字の二、くろまぐろ（大型魚）を御覧ください。</p> <p>1の知事管理区分は、福島県くろまぐろ（大型魚）漁業で、これに配分する数量は、2のとおり、国からの数量変更の通知に基づき、1.8トンといたします。</p> <p>なお、数量変更後も、漁獲実績が都道府県別漁獲可能量を超過している状態が継続するため、引き続き、採捕停止となります。</p> <p>告示に関して、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>令和5年2月16日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>

各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、渡邊委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第3号	特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更案について(諮問・答申)
議長	<p>それでは、議案第3号「特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更案について(諮問・答申)」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
石田課長	<p>議案第3号 特定水産資源のうちくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更案について御説明いたします。</p> <p>資料18ページをお開きください。</p> <p>令和5年2月16日付け4生流第4106号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
成田主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課 成田です。</p> <p>説明に入る前に、資料の修正をお願いいたします。</p> <p>資料19ページをお開きください。</p> <p>資料下側、5番の見出しについて、【4により知事管理区分「員」となっておりますが、「員」をひらがなの「に」に修正願います。</p> <p>それでは議案第3号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料19ページの1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>特定水産資源のうちくろまぐろに関する令和4管理年度の漁獲可能量については、先ほどの議案第2号で御説明したとおり、水産庁に対し、譲受要望を提出したところであり、都道府県別漁獲可能量の変更が見込まれます。</p> <p>今後、都道府県別漁獲可能量に変更された場合、知事管理分の漁獲可能量を変更することとなりますが、その取扱いについて貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>なお、この諮問も、議案第2号と同様に、くろまぐろの漁獲可能量の変更に係るものではありませんが、都道府県別漁獲可能量の変更が確定する時期が令和5年3月上旬となるため、あらかじめ</p>

変更の方法について諮問をして御了承いただいた上で、変更後の数字そのものについては、改めて諮問をせずに、次回の委員会で御報告するという形で対応させていただければと思います。

都道府県別漁獲可能量の変更が見込まれる背景について御説明いたします。

資料22ページをお開きください。

こちらは、水産庁からの都道府県別漁獲可能量の融通に係る第7回要望調査の文書です。

資料21ページを御覧ください。

こちらは、第7回要望調査に対する県からの回答です。

議案第2号で御説明しましたとおり都道府県別漁獲可能量の変更後も、くろまぐろ（小型魚）、（大型魚）ともに漁獲実績が都道府県別漁獲可能量を0.2トン超過しており、この数量について、他都道府県の配分量からの譲受を希望する旨回答しました。

資料19ページにお戻りください。

3の変更の必要性を御覧ください。

くろまぐろの令和4管理年度の漁獲可能量について、水産庁による仲介や他都道府県との融通の協議が整った場合、本県の都道府県別漁獲可能量が変更されます。

変更後の数量について、資料では、令和5年3月上旬に国から通知される見込みとしておりますが、本日、令和5年3月1日に通知がありました。

変更後の数量について、口頭で御報告いたします。

くろまぐろ（小型魚）は、13.4トンから0.1トン増え、13.5トンに、くろまぐろ（大型魚）は、変更ありません。

この変更の通知を受けまして、知事は、知事管理漁獲可能量を変更することとなります。

4の知事管理区分への配分の取扱いを御覧ください。

こちらが今回の諮問の対象となる部分です。

今後、くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量に変更された場合の知事管理区分への配分については、農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を、知事管理区分である福島県くろまぐろ（小型魚）漁業及び福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分することといたします。

この取扱いにより変更した知事管理漁獲可能量につきましては、次回の委員会において御報告いたしますが、本日、国から通知された数量に基づき、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に13.5トン配分する予定です。

福島県くろまぐろ（大型魚）漁業は、変更ありませんでしたので1.8トンのままとなります。

なお、この取扱いは、あくまでも、くろまぐろに関する令和4

	管理年度の漁獲可能量の変更に限定したものといたします。説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 令和5年2月16日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源に関する令和4年度管理年度における漁獲可能量の変更案について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、渡邊委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。

(2) 報告事項

報告事項 令和5年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

議長	続きまして、報告事項「令和5年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	報告事項 令和5年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について御説明します。 資料の23ページを御覧ください。 はじめに福島海区漁業調整委員会関連について御説明いたします。 海区委員会は4月、7月、10月、1月、2月の年5回を予定しております。 主な議題を御説明します。 4月の第13回委員会では、特定水産資源の漁獲可能量についてほか、知事許可漁業の一斉更新に関連する議題、第11回委員会で諮問がありました福島海区漁場計画の案について、答申を協議する予定でございます。 7月の第14回委員会では、漁業権の免許について諮問答申ほか、委員会指示等が予定されております。 10月の第15回委員会では、特定水産資源の漁獲可能量についての諮問答申、ひらめの委員会指示が予定されております。 1月の第16回委員会では、特定水産資源の漁獲可能量についての諮問答申、こうなご等の委員会指示が予定されております。 2月の第17回委員会では、特定水産資源の漁獲可能量についての諮問答申、いか釣りの委員会指示が予定されております。 なお、開催場所は4月が相馬、7月がいわき、10月が福島、1月、2月は相馬を基本とし、新型コロナウイルスの感染状況や天候等を

	<p>考慮し考えたいと思います。いずれの委員会も、これまでどおり、WEBでの御参加も対応したいと思います。</p> <p>海区漁業調整委員会以外では、鈴木会長代理に委員になっていただいております太平洋広域漁業調整委員会が12月と3月に予定されております。</p> <p>また、今年度延期となった宮城海区との交流会を12月～1月頃宮城県において開催予定としております。</p> <p>次に24ページをお開きください。</p> <p>こちらには、全国海区漁業調整委員会連合会関連の行事を記載しております。</p> <p>5月に東京で総会が予定されておりました、同日に開催される役員会において、今野会長が全国会長に就任される予定です。</p> <p>今野会長が出席される会議や事務局が出席する会議等について記載しておりますので、御確認いただければと思います。</p> <p>以上で、海区委員会関連の令和5年度の行事日程の御説明を終わります。来年度も引き続きよろしく願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議長	これで予定された議題については終了しました。これをもちまして、第22期第12回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。

令和5年3月1日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光 

議事録署名人 : 渡邊 登 

議事録署名人 : 渡邊 千夏子 